

# 町の各種子育て支援事業

## 児童手当認定請求（所得制限あり）

児童手当は、小学校第6学年終了前（12歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している人に支給されます。支給資格が消滅している人及び6月分から新たに受給申請する人は、5月1日から5月31日までに次の書類を添付し、認定請求をしてください。

### 〈必要書類等〉

- ・健康保険証のコピー  
（国民年金加入者は保険証の提示のみ）
- ・被保険者（保護者のもの）の氏名・生年月日が確認できる部分のコピーが必要です。
- ・平成19年度児童手当用所得証明書類  
（平成18年中の所得を証明したもの）

※平成19年1月2日以降に転入した人のみ提出が必要です。  
今年の1月1日現在に、住民登録をしていた市区町村で交付してもらってください。

- ・受給者本人名義の銀行口座
- ・印かん

その他、必要に応じて提出する書類があります。

▼問い合わせ先 健康福祉課 子育て支援係 ☎9130

## 児童手当制度が

### 拡充されました

平成19年4月より、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍増し、一律月1万円になりました。なお、制度改正に伴う受給者の手続きは必要ありません。

## 児童医療費の助成対象年齢拡大

平成19年4月1日から、児童医療費の助成対象年齢が「小学校卒業まで」から「中学校卒業まで」になります。中学校1年生以下の児童につきましては、現在お持ちの受給資格証（ピンクのカード）をそのままご利用いただけますが、中学校2、3年生の児童につきましては、左記の期間中に健康福祉課で受給資格証交付申請の手続きをお願いします。

### 〈受給資格証の交付申請〉

#### ①申請期間

- ・本郷中学校の人  
5月7日(月)～11日(金)
  - ・上三川中学校の人  
5月14日(月)～18日(金)
  - ・明治中学校の人  
5月21日(月)～25日(金)
- ※町外中学校に在籍している人については、右記の期間内いずれかの日に

にお越しください。

#### ②持参するもの

- ・「児童医療費受給資格登録申請書」を記入したもの
- ・健康保険証（児童本人のもの）  
印かん

▼問い合わせ先 健康福祉課 子育て支援係 ☎9130

## 第3子以降子育て支援費を助成

少子化対策の一環として、第3子以降の子どもを幼稚園に就園させている保護者に対して保育料を助成します。ただし、助成金額は、年額保育料（毎年度知事が定める保育料の上限額を基に算出した保育料年額まで）から幼稚園就園奨励事業費補助金及び第二子等保育料減免事業費補助金を差し引いた額となります。

▼対象 町に住所を有する者で幼稚園に在籍する第3子以降の園児  
▼手続き 〓お父さんが就園している幼稚園から申請等手続きのお知らせがあります。

▼問い合わせ先 教育総務課 総務係 ☎9155

## 保育所の保育料について

平成19年度の保育料について、次のとおり改正しました。

### ●改正点

- ① 保育料徴収基準額（定率減税縮減による）
- ② 保育料の多子軽減の拡大

従来より同一世帯から2人以上同時に保育所を利用している場合、2

人目以降の保育料を軽減していたところですが、19年度より同一世帯から保育所の他、幼稚園や認定こども園を利用している児童も、算定対象に含め、2人目以降の保育料が軽減されます。幼稚園や認定こども園を利用している兄弟を把握するため、5月に保育所を通して調査をお願いする予定です。

※平成19年度4月～6月入所児童の保育料については、平成18年度保育料徴収基準額表で保育料の仮決定としていますので、7月の保育料確定時に精算します。

### ▼問い合わせ先

健康福祉課

子育て支援係

☎9130

保育を実施する児童の属する階層区分		徴収金額（月額）		
階層	定義	3歳未満	3歳	4歳以上
第1	生活保護法による非課税世帯	0円	0円	0円
第2	第1階層及び第4階層から第7階層を除く	前年度町民税非課税世帯	6,000	4,000
第3		前年度町民税課税世帯	14,000	12,000
第4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯	前年所得税額72,000円未満	22,000	19,000
第5		72,000円以上180,000円未満	32,000	27,000
第6		180,000円以上459,000円未満	43,000	27,000
第7		459,000円以上	50,000	27,000

## 赤ちゃん誕生祝金制度はじまる

この制度は、第3子以降の子の誕生に対し、赤ちゃんの誕生を祝うとともに健やかな成長を願い、誕生祝金を支給することにより子育てに要する負担の軽減を支援するものです。

### ●支給対象者

第3子以降の子を出産した保護者で、次に掲げる要件すべてを満たす方です。

①平成19年4月1日以降に出生し、当町に住所を有する第3子以降の子である。

②保護者が出産した子以外に、現に2人以上の児童を養育している。

③保護者が出産の日まで引き続き1年以上当町に住所を有している。

### ●祝金の金額

第3子以降の子1人につき20万円

### ●申請について

出産の日から1年以内に健康福祉課で申請の手続きをお願いします。申請方法等の詳細については、お問い合わせください。

▼問い合わせ先 健康福祉課 子育て支援係 ☎9130

## すくすく離乳食教室 子守りボランティア募集

保健センターでは赤ちゃんをもつお母さんを対象に、毎月離乳食教室を実施しています。

お母さんが離乳食について勉強をしている間、別室でボランティアが赤ちゃんをお守りしていますが、参加者が増えてきましたので子守りをしてくださる人を募集します。

年齢・経験の有無は問いません。子守りボランティアにご協力いただける人は健康福祉課までご連絡ください。

▼日程＝平日 午前9時40分～正午まで

▼場所＝保健センター

▼内容＝生後5～6か月児の子守り  
※ボランティアは登録制になります。ご協力いただく時には担当から連絡いたします。

▼問い合わせ先＝

健康福祉課 健康増進係

☎9132